

○北陸先端科学技術大学院大学水銀及びその化合物を使用した実験に関する要項

〔平成31年 4月 1日〕
〔学 長 裁 定〕
改正 令和 3年 9月17日

(趣旨)

第1 この要項は、北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における水銀及びその化合物を使用した実験（以下「水銀等実験」という。）の適正な実施に必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2 水銀等実験は、この要項に定めるもののほか、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）及び水銀廃棄物ガイドライン（平成29年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）その他関係法令（以下「関係法令等」という。）に基づいて行うものとする。

(化学物質等総合安全管理推進本部長の責務)

第3 化学物質等総合安全管理推進本部長（以下「本部長」という。）は、本学における水銀等実験の適正な実施に関する業務を統括する。

(化学物質等総合安全管理推進本部)

第4 水銀等実験の適正な実施に関する事項のうち、本部長が必要と認める水銀等実験に対する意見提案及び実施管理に係る業務は、化学物質等総合安全管理推進本部（以下「本部」という。）が行うものとする。

(水銀等実験)

第5 水銀等実験を統括する者（以下「水銀等実験責任者」という。）は、水銀等実験を実施しようとするときは、水銀及びその化合物を使用した実験実施申請書

(別紙様式1)を本部長に提出し、その承認を得なければならない。

2 本部長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る水銀等実験の関係法令等、学内規則等に対する適合性について審査し、実施の可否を判断するものとする。

3 本部長は、前項の審査において、必要と認めたときは、本部の構成員に意見を求めることができるものとする。

(水銀等実験における配慮)

第6 水銀等実験責任者は、水銀等実験の実施に当たっては、研究の目的、意義及び必要性を十分に検討しなければならない。

2 水銀等実験責任者は、水銀等実験の代替法を検討しなければならない。

3 水銀等実験責任者は、適正な実験方法の検討を行い、使用する水銀及びその化合物を研究目的に必要な最小限度にとどめなければならない。

4 水銀等実験責任者は、実験方法を検討するときは、使用しなかった水銀及びその化合物、実験後の廃液及び使用した実験器具等の処理方法も検討しなければならない。

(報告)

第7 水銀等実験責任者は、水銀等実験を終了又は中止したときは、水銀及びその化合物を使用した実験実施報告書（別紙様式2）を本部長に提出しなければならない。

(事務)

第8 水銀等実験に関する事務は、化学物質等総合安全管理室において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、水銀等実験等の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別紙様式1（第5関係）

水銀及びその化合物を使用した実験実施申請書

[\[別紙参照\]](#)

別紙様式2（第7関係）

水銀及びその化合物を使用した実験実施報告書

[\[別紙参照\]](#)